

2023年3月17日

名古屋市長 河村 たかし 殿

愛知憲法会議
代表委員 高橋 信
事務局長代理 濱 嶋 将 周

抗議文

貴市が令和5年3月9日付で「憲法施行76周年記念市民のつどい」（本年5月3日開催）にかかる名古屋市の後援名義使用を不承認としたことについて、当会議は、貴市に対し、嚴重に抗議する。

記

〈抗議の趣旨〉

「市民のつどい」にかかる貴市の後援名義使用の不承認の判断について、ただちにこれを撤回して、あらためて後援名義使用を承認されたい。

〈抗議の理由〉

「市民のつどい」について、貴市は1974年以来一貫して後援してこられたが、本年については後援しないこととした。

貴市が後援しないこととした直接の理由について、貴市は、貴市が当会議に対し、昨年の「市民のつどい」の議事録および動画データの提出を要請したところ、当会議がこれを提出しなかったため、事業内容の確認ができないことを挙げている。しかし、貴市が動画データ等の提出を要請したことについて特段明確な判断基準はなく、また、後援申請のあった他行事についてすべて同様の要請をしているわけではないことは、貴市職員も認めているとおりである。

また、貴市は、「市民のつどい」が「特定の目的を持った政治活動」か否かの確認が必要である旨説明した。しかし、「市民のつどい」は、「自由と平和と民主主義を理念とする日本国憲法の精神を、さまざまなお話や演奏などを通じて、市民の間で確認しよう」という趣旨で開催するものであって、1965年以来毎年開催され、多数の市民の参加を得てきた。貴市が地方自治体として、日本国憲法に基づいて設置されたこと（日本国憲法第92条）や、貴市の職員が公務員として、憲法尊重擁護義務を負っていること（同99条）をふまえば、貴市が日本国憲法の意義を確認する企画の開催に賛同し、後援することはむしろ当然である。

にもかかわらず、貴市が、「市民のつどい」が「特定の目的を持った政治活動」であるかの確認名目で、動画データ等によりつどいの内容を始めから終わりまでつぶさに確認し、それにより後援申請の諾否を判断することは、市民活動に対する過度の干渉になりかねない。

貴市はこれまで、当会議作成の当該年度の『後援名義使用許可申請書』および過年度の『事業報告書』により、後援名義使用を承認してきた。貴市が必要とする承認にあたっての確認資料としては、これらで十分だったはずである。にもかかわらず、貴市がほぼ半世紀にわたって承認してきた後援名義の使用を、突如、追加資料の提出がないなどという、これまでとは異なる要求に基づく形式的な理由によって拒否することは、長年にわたる「市民のつどい」の取組みに対する多くの市民の信頼に対して、事実上否定的な印象を与える行為であり、極めて遺憾である。

当会議は、貴市に対し、今回の後援名義使用を不承認とする判断をただちに撤回して、後援名義使用を承認することを強く求める。

以 上

【記者レク資料】

2023年5月3日開催「憲法施行76周年記念市民のつどい」
にかかる名古屋市の後援名義使用の不承認について

2023/3/17

愛知憲法会議 はまじま まさちか
事務局長代理 濱 瀧 将 周（弁護士）
〒458-0004 名古屋市緑区乗鞍2丁目601-13
ヴェルデ徳重1階
緑オリーブ法律事務所
TEL：052-838-8795 / FAX：052-838-8796

1 記者の皆様への要請の趣旨

「市民のつどい」にかかる名古屋市の後援名義使用について、名古屋市が3月9日付で不承認としたことに対し、本日、主催者である愛知憲法会議は、名古屋市に抗議し、不承認判断の撤回と速やかな承認を求めました。

名古屋市の後援名義使用不承認は、近年全国的に見られる、市民活動・表現活動に対する自治体の無理解や制約と流れを同じくするものであって、不当な判断であることを、市民・県民のみなさんにお伝えいただきたいです。

2 愛知憲法会議とは、「市民のつどい」とは

愛知憲法会議は、1965年4月、迫りくる憲法改悪の危機を憂いた愛知県下の学者・文化人・宗教者など13氏の呼びかけに応えて、さまざまな団体・個人が集まって結成されました。それ以来、半世紀を超える実質的な憲法改悪状況に対して、愛知憲法会議は、平和団体や労働団体、弁護士の方々とも協力しつつ、その時々の憲法問題に取り組みながら、「憲法のこころ」の普及に努めています。

そのうちの最大のものが、今年で57回目を迎える本日の憲法施行記念行事で、これは例年全国でも最大級の規模で行われています。

〈2022年「市民のつどい」当日パンフレットより抜粋〉

なお、この「市民のつどい」には、1974年以来半世紀近くにわたって、名古屋市から後援いただけてきました。

3 不承認判断までの経緯

1月20日付 [愛知憲法会議（濱瀧）→名古屋市（総務局総務課）]〈郵送〉
本年度の『後援名義使用申請書』（添付書類として、「後援名義を使用したい理由」「行事計画書」「収支予算書」）および昨年度の『事業報告書』（添付資料として、「事業実施概要」「収支決算書」「当日パンフレット」）を送付

＊ 書式・内容は例年どおりであり、昨年まではこれで後援名義使用が承認されてきた。

1月25日 [名古屋市（市担当者）→愛知憲法会議（濱瀧）]〈E-Mail〉
『申請書』『報告書』を受領した旨の連絡

「事業内容の確認のため…令和4年開催事業の動画データ及び議事録をご提供くださるようお願いいたします」

＊ 動画データ等の提供を求められたことは初めてで、そのような予告もなかった。

1月30日 [愛知憲法会議（瀆寫）→名古屋市（市担当者）]〈E-Mail〉
動画データ等の提供を求める理由、法的根拠、「市民のつどい」以外の事業でもあまねく提供を要請しているのかなどを問合せ

[名古屋市（市担当者）→愛知憲法会議（瀆寫）]〈E-Mail〉
理由としては、過年度の後援名義使用についての検証および今年度の後援名義使用についての承認判断のためとの回答

法的根拠としては、「記録等の提出要請・確認について要項等に特に定めはございませんが、…前回のプログラム・チラシ、その他参考となる資料の提出をお願いしており…」

他事業との比較では、「動画及び議事録の提出についての判断基準はなく、すべての申請に対し同様の要請しているわけではございませんが、本事業については、市民から、特定の目的を持った政治活動である等のご意見も頂いているところであり、事業報告の確認及び許可申請の承認にあたり、内容をより正確に確認する必要があることから提出をお願いするものです」

＊ 市民からの意見について、昨年 of 同時期段階における市担当者との面談では、おひとりからの公開質問状のみだった。

2月 1日 [名古屋市（市担当者）→愛知憲法会議（瀆寫）]〈E-Mail〉
（後援名義使用承認の可否にかかる一般的基準（要綱等）の提供要請に対し）名古屋市総務局総務課の『後援名義に関する取扱いについて』が送付される

2月 8日付 [愛知憲法会議（瀆寫）→名古屋市（総務局総務課）]〈郵送〉
（愛知憲法会議内で議論を経て）『ご連絡』書（今回の抗議文と同内容の理由を付して、動画データ等を提供しない旨、従来どおりの資料で承認されたい旨）を送付

2月16日 [名古屋市（市担当者）→愛知憲法会議（瀆寫）]〈E-Mail〉
『ご連絡』書を受領した旨の連絡
動画データ等を提供いただけない以上、事業を正確に確認できないことから、不承認の手続きを進める旨の予告

3月 9日付 [名古屋市（総務局総務課）→愛知憲法会議（瀆寫）]〈郵送〉
後援名義使用不承認の通知
「提出を求めた資料の提出がなかったことから、事業内容の確認

ができないため」

4 抗議文の概要

(1) 抗議の趣旨

「市民のつどい」にかかる名古屋市の後援名義使用の不承認の判断について、ただちにこれを撤回して、あらためて後援名義使用を承認されたい。

(2) 抗議の理由

- ・ 市が動画データ等の提出を要請したことについて法的根拠や、特段明確な判断基準がないこと
- ・ 後援申請のあった他行事についてすべて同様の要請をしているわけでもないこと（いわば、「市民のつどい」の狙い撃ちであること）
- ・ これまで動画データ等の提出を求められたことはなく、当該年度の『後援名義使用申請書』および過年度の『事業報告書』のみで判断されてきたという経緯
- ・ 「市民のつどい」が「特定の目的を持った政治活動」であるかの確認名目で、市が、動画データ等によりつどいの内容をつぶさに確認し判断することは、市民活動に対する過度の干渉になりかねないこと
- ・ 市が半世紀にわたって、「市民のつどい」に対して後援名義使用を承認してきたという期待権や市民の信頼に反すること
- ・ 市が地方自治体として、日本国憲法に基づいて設置されたこと（日本国憲法第92条）や、市の職員が公務員として、憲法尊重擁護義務を負っていること（同99条）をふまえれば、市が日本国憲法の意義を確認する企画の開催に賛同し、後援することはむしろ当然であること

5 本年度の「市民のつどい」

(1) 予定どおり実施します。

是非、当日の取材も、お願いします。

(2) 本年度の企画内容

〈第1部 コンサート 「水晶の歌声とバンドゥーラの可憐な響き」〉

ゲスト ナターシャ・グジーさん（歌手・バンドゥーラ奏者）

＊ ナターシャ・グジーさん：ウクライナのご出身で、幼少期にはチェルノブイリ原発爆発事故を経験されました。2000年の来日後は、コンサート・ライブ活動に加え、音楽教室、学校での国際理解教室やテレビ・ラジオなど多方面で活躍していらっしゃいます。

〈第2部 講演 「共に生きるとは何か―難民の声、家族の歴史から考えた多様性―世界と日本の現在を考える」〉

ゲスト 安田菜津紀さん（フォトジャーナリスト）

＊ 安田菜津紀さん：東南アジア・中東・アフリカ、日本国内で、難民や貧困、災害の取材を進め、また、東日本大震災以降は、陸前高田市を中心に被災地を記録し続け、その知見をテレビや雑誌など幅広いメディアで発信していらっしゃいます。

以 上